

第851回

宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和4年7月5日（火曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 302会議室

3. 出席者（15名）

1番 稲田 義敬	2番 山口 一晴	3番 濱田 頼之
5番 岩本 誠司	6番 (欠番)	7番 澤田 誠規
8番 西山 成彦	9番 小島 久司	10番 寺田 巧

1番 松本 功	2番 保田 稔	3番 川島 照久
4番 井垣 水里	5番 佐藤 千春	6番 山本 大
7番 浦田 久永		

4. 欠席者（2名）

4番 山本 欣史 11番 羽賀 大透

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長	小松 憲司	事務局 主査	中田 真由
産業振興課 農業振興係長	濱田 紘一		

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第5条許可申請審査について
議案第3号	宿毛市農用地利用集積計画について
議案第4号	農用地利用配分計画案の意見聴取について（諮問）

○議 長 皆さんこんにちは。早いもので6月中に梅雨が明け、暑い日がつづいてありますが、また台風が来て雨が降れば、なんともならん天気で体調管理の方気を付けてください。特に水分補給をして体調管理に努めてください。また今日は（幡多農業）振興センターの所長の方から説明があるので、早速議事に入りたいと思います。

○議 長 これより、第851回宿毛市農業委員会の会議を開会します。
「議事録署名委員」の指名を行います。7番 澤田 誠規 委員、8番 西山 成彦 委員 お願いします。
(なお、4番 山本 欣史 委員、11番 羽賀 大透 委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありました。)

○議 長 議事に入る前に、今日は後（幡多農業）振興センターからの話があるということで、事務局より報告事項を済ませてからの審議になりますので、よろしくをお願いします。

(報告事項)

○事務局長 (①県に送付した結果の報告について)

会長からもありましたように、本日予定としましては、議案審議後に、幡多農業振興センターと人・農地関連で説明をいただくこととなっております。そのため、報告事項が前倒しでこれからちょっとだけしたいと思います。

それでは、本日お手元にお配りしておりますA4の紙1枚、報告事項をご覧ください。私の方からは1番目の内容について報告します。2番目から6番目については中田職員の方から説明します。

まず1番目です。これは結果の報告です。高知県に送付した結果の報告について、本日議案書につけておりました資料の中で、農業振興地域整備計画の変更についてを触れておりますが、内容については宿毛市農業振興地域整備計画の変更申請があったんですが、これがいずれも令和4年5月31日付けで高知県の同意があり、農用地区域からの除外が決定しました。内容については、本日この後議案としてあがっております議案第2号農地法5条申請の内容と、非農地の方で平田町黒川から3筆ほど出ておりますが、こちらの内容については繰り返しになりますが、これまで農用地区域に入っておりましたけれども、高知県からの同意を受けて農用地区域からこの度除外となりましたので、今回申請が提出されております。申請の内

容については後ほど詳しく説明させていただきます。

また、農地法第5条申請が出ておりました、受付番号1番橋上町橋上地区における資材置き場、そして駅東町四丁目で申請が出ておりました一般住宅の建築、これら2点につきましても、先月6月28日と22日付けでそれぞれ高知県より転用の許可決定が、通知がありましたので、この場でご報告させていただきます。

私の方からは農用地区域の除外の関係と、申請のあった農地法転用申請の許可の決定について説明させていただきました。

続きまして、中田さんの方からお願いします。

○事務局員 (②公務災害補償保険料集金について)

まず、資料1「農業委員等の公務災害補償制度について」というチラシをご覧くださいと思います。

こちら例年通りA型・1,000円のを今年も加入したいと思っております。保険期間は毎年10月1日からの1年間になっております。毎年この時期に加入するかどうかをお伺いし、8月の定例会時に集金させていただくという形になっておりますが、例年通りでよろしいでしょうか。

(「異議なし」とのこと)

ありがとうございます。次もA型で加入します。8月5日(金)、次の定例会時に集金しますので、欠席される方は他の委員さんにあずけるか、事務局に預けてくださいますようお願いいたします。

○事務局員 (③農地パトロールの日程(案)について)

続きまして、農地パトロールの実施について、こちらにも別添の資料にてお伝えしておるかと思えます。農地パトロール実施要領、当日の班分け・日程については手元の資料をご覧ください。

農地パトロールは来月の会議開催にあわせて8月5日(金)午前中に計画しております。ご多忙のところ暑い中にはなりますが、日程調整よろしくをお願いします。

次に農地パトロールの流れについて、当日は午前9時に市役所の1階エントランスホールに集合をお願いいたします。午前中各班に分かれて現地確認、昼食をはさんで午後から報告会、終了後に定例会と長丁場になりますがよろしくをお願いします。また、暑い中になりますので、水分補給用の飲み物や防止の着用など熱中症対策をお願いいたします。局長が今持って

いる、去年お配りした帽子がありますが、こちらを農地パトロール中のア
ピールにもなりますので、是非ご着用下さい。

簡単ではありますが以上で、農地パトロールの実施についての説明を終
わります。

○事務局員 (④次回会議の日程(8月5日(金)について)

次回定例会の日程についてお知らせいたします。8月5日(金)午後、
農地パトロールの報告会終了後、開催の予定です。議案送付は7月29日
(金)の予定です。よろしくお願いいたします。

○事務局員 (⑤活動記録簿の提出について)

続きまして、この間からいろいろお願いしている活動記録簿についてで
すが、今年初めての提出が次回の定例会の時に提出をお願いしたいと思
います。また分からないことがありましたら、事務局までご相談ください。
提出とご記入よろしくお願いいたします。

○事務局員 (⑥委員報酬支払通知の送付について)

先月6月の報酬支払の際に、初めてですけど市役所の方から封書で支払
通知書が届いたかと思えます。会計課の処理の都合上お送りすることにな
りましたので、ご連絡させていただきます。

報告事項は以上になります。

○議長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。

受付番号3番。場所は3ページに位置図をつけております。

大字平野、農事組合法人ファームなかつの倉庫の北側にある農地のう
ちの1筆です。

売買で、取得後はイタリアン、ヒエ(牛の飼料)を作るとのことです。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第
2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号4番。場所は4ページに位置図をつけております。

大字黒川、井垣自動車近くの農地のうちの20筆です。

父から息子への贈与で、取得後は蘭を作るとのことです。

本申請は双方から委任を受けた四万十市の曾根行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

○議 長 続きまして、受付番号3番について、橋上担当の濱田委員より説明をお願いいたします。

○濱田委員 【議案書をもとに3番朗読】

1日の日に譲渡人は施設に入っているため、息子の●●君と現地へ行って確認をしました。これは現地は、譲受人が牛のエサを作っているんですけど、その端に少し残っており、一緒にそれもやりたいということで話になったそうです。譲受人には電話で確認をし、間違いないということです。審議よろしく申し上げます。

○議 長 続きまして、受付番号4番について、黒川地区担当の自分の方より説明します。

○岩本委員 【議案書をもとに4番朗読】

先日確認の方は井垣委員がしてくれております。僕も譲渡人・譲受人とも仲良くて確認とれるのですが、そんなにはよばんということで、井垣さんをお願いしました。

ほとんどこれバラバラのこんまい面積ですが、全部昔区画整理する前にハウスを建てて、ハウスが全部7棟くらいでまとまっております。また、譲渡人も70歳超えており、息子の代にせんといかんということを前に聞いておりますので、問題ないと思いますので審議のほどよろしく申し上げます。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかにありませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長 長 これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長 長 異議なしとすることですので、「議案第1号」2件は、許可することに決しました。

- 議長 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

- 議長 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

- 事務局長 議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」ご報告いたします。
議案書は5ページからになります。
受付番号3番について、ご説明いたします。
所在地 大字宿毛・鷲洲地区 6ページに位置図をつけております。ヤマト運輸宿毛センター及びフジ宿毛店とダイナム宿毛店駐車場との農地のうちの4筆です。なお、申請地4筆のうちの2筆、地番言いますと、5548番、5549番につきましては、これまで農用地区域に含まれておりましたが、本日冒頭申し上げましたように、宿毛市農業振興地域整備計画の変更申請を行い、この度高知県の同意を得て農用地区域から除外され、今回の転用申請に至っていることを申し添えます。また本申請については、転用面積が1haを超えており、規模の大きいことから30aを超える場合は、高知県農業委員会ネットワーク機構、いわゆる農業会議のようですが、こちらの意見を聴く規定に基づき、今日の定例会終了後、高知県へ申告するのに合わせて農業会議に諮問し、来週12日(火)午前中に農業会議との間で現地調査を行うことを予定しておりますのであわせて報告します。
転用目的は、「コメリ宿毛店」店舗建築のためです。
転用者は、各所有者との間でそれぞれ30年間の賃貸借権を設定することになっております。農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類はすべて添付されております。

店舗の建築面積は 10,757.00 m²、資金計画は、土地代金（1年間の賃借料：12,132,684 円）、店舗建築費が 3 億 8,170 万円、土地造成費が 1 億 2,170 万円、これら全て、合計 5 億 1,553 万 2,684 円を自己資金で賄うこととなっております。

農地区分につきましては、宿毛駅から概ね 500m 以内の距離に位置し、「第 2 種農地」と判断されることにより、転用に支障なしと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 続きます。受付番号 3 番について、西地区担当の山口委員より説明をお願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに 3 番朗読】

大体の説明は事務局の方からしていただいておりますが、それぞれ確認を取ったところ間違いはないということです。よろしくお願ひします。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかにありませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請審査について」1 件の報告があり、審議の結果問題ないということです。原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第 2 号」1 件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きます。議案第 3 号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

- 議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局員 議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」ご説明いたします。
受付番号28番について説明をいたします。議案書は7ページをご覧ください。こちらは再設定です。
場所は、いずれも大字和田。松田川の東側、河戸堰付近に広がる農地のうちの5筆です。
田では水稻を作るとの計画が出されています。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。
以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議 長 続きまして、受付番号28番について、和田地区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。
- 稲田委員 **【議案書をもとに28番朗読】**
6月28日双方に電話をかけて確認を取りました。借受人の弟さんであるのが貸付人です。再設定ということもありますので、問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。
- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。
- 濱田委員 これ再設定言うたろ？前も3年やったが？80過ぎたけんそうしたがかもしれんけど。
- 稲田委員 もうね、辞めたいということは、年がたって辞めたいということはあったがやけど、帰ってくるまでは自分がやらんといかんということで、こうなったそうです。
- 議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)
- 議 長 これより採決をいたします。

議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、「議案第3号」1件は、市に通知することに決しました。

(産業振興課 濱田係長 入室)

○議長 続きまして、議案第4号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」を議題といたします。

○議長 なお、議案第4号につきましては、岩本委員及び澤田委員が所属する営農組織が、借受者希望者となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席いただけます。

○議長 はじめに事務局より8ページの内容について説明をお願いいたします。

○事務局員 事務局より説明いたします。8ページをご覧ください。

No.1～3、宿毛市山奈町山田の3筆の農地について、高知県農業公社より●●●●さんに貸付をしておりましたが、●●●●さんが令和3年7月に亡くなったため、新たに息子である●●●●さんに貸付を行うものです。No.1～3の農地いずれも10年間の契約中です。No.1、2の2筆については、令和7年12月3日まで、No.3の1筆については令和9年10月9日までの契約となっております。土地の所有者と高知県農業公社の契約に変わりではなく、貸付人の振り替えを行うものです。

○議長 続きまして、産業振興課 濱田係長より議案の説明をお願いいたします。

○産業振興課 濱田係長

それでは農用地利用配分計画案について、本日は3件ありますので、順に説明させていただきます。

No.1～4、宿毛市山奈町芳奈の4筆の農地について、高知県農業公社より●●●さんに貸付をしておりましたが、新たに●●●●●に貸付を行うものです。4筆とも10年間の契約中で、令和8年10月10日までの契約となっております。土地の所有者と高知県農業公社の契約に変わりはなく、貸付人の振り替えを行うものです。

○議長 長 続きまして、産業振興課 濱田係長より議案の説明をお願いします。

○産業振興課 濱田係長

それでは10ページをご覧ください。別紙 No.1～7として記載されております7筆につきまして、借受者の死亡により再分配する者であり、11ページにあります「(別紙)借受選定理由書」によりまして、受け手として応募されている農業経営体のなかで、選定理由にある各項目でポイントが高い経営体である●●●●●が適当であるとして、配分計画を作成しております。

農地利用配分計画についてご説明いたします。先ほど説明のありました農業公社が借り受けた農地につきまして、受け手に配分する計画です。議案第4号として11ページをご覧くださいますと、こちらの別紙借受選定理由書によりまして、宿毛市山奈町山田●●●●●につきまして、受け手として応募されております中で、選定理由にある項目でポイントが一番高い経営体である●●●●●が適当であると配分計画を作成しております。

続きまして最後、3件目となります、12ページをご覧ください。別紙 No.1～4として記載されております4筆につきまして、借受者との合意解約があり再配分するものであり、13ページにあります「(別紙)借受選定理由書」によりまして、受け手として応募されている農業経営体のなかで、選定理由にある各項目でポイントが一番高い経営体である●●●●●が適当であるとして、配分計画を作成しております。

以上3件目の農地利用配分計画案の説明となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長代理 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長代理 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長代理 それでは、これより採決をいたします。

議案第4号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」担当課より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長代理 異議なしということですので「議案第4号」3件は市に答申することに決しました。濱田係長ありがとうございます。

(産業振興課 濱田係長 退室)

(岩本、澤田 両農業委員 入室) ※議長交代

○小島委員 あの、すみません。12ページの借入者の住所がパソコンをスルスルスルと上から落としたかしらん、1, 2, 3, 4となっちょうがやけど、間違いやったら直してください。

○事務局長 大変失礼しました。今小島委員からご指摘があった借入者の住所は、1, 2, 3, 4となっておりますが、正しいものは1つですので、事務局で直しておきます。誠に申し訳ございません。

(協議事項)

○議長 続きます、協議事項にはいります。

非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 協議事項は非農地証明について事務局から報告します。議案書は14ページになります。今回は3件出ております。順番にご説明いたします。

受付番号10番。所在地は中央一丁目。登記地目 田1筆、畑2筆です。

15ページに位置図をつけております。

場所は、長尾ガス事務所の前の市道を挟んだ向かい側です。昭和30年

頃と昭和40年頃に鉄骨造建物が建築され、最近まで利用されていましたが2つの既存建物は令和3年12月にいずれも取り壊され空き地となり現在に至ります。現況は雑種地となっております。

続きまして、受付番号11番。申請場所 所在地は押ノ川。登記地目 畑1筆です。16ページに位置図をつけております。

場所は、押ノ川地区。国道56号線、高知西南交通 市山バス停前交差点を西側へ進んだ市道沿い。耕作放棄により平成15年頃より原野となり現在に至っております。

続きまして、受付番号12番。申請場所 所在地は平田町黒川。登記地目 田3筆です。17ページに位置図をつけております。

場所は、黒川地区。中村宿毛道路平田インター付近に広がる農地のうちの3筆です。耕作放棄により平成18年頃より茅や雑草が繁り原野となり現在に至っております。こちらの3筆の内容については、本日冒頭申し上げましたように、農用地区域の除外の対象の場所となっており、今回の申請となっております。

以上3件につき農地への復帰は困難と考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号10番及び11番について、街区及び和田地区担当の稲田委員より説明をお願いします。

○稲田委員 **【議案書をもとに受付番号10番及び11番朗読】**

6月28日、松本委員と現地を確認しております。農地への復旧は出来んねということしております。そのあと、申請人2人に電話で確認をし、間違いのないことです。

○議長 続きまして、受付番号12番について、黒川地区担当の自分の方から説明します。

○岩本委員 **【議案書をもとに受付番号12番朗読】**

4、5日前井垣委員と現地確認しました。申請理由のとおりもう何年も前から耕作放棄され、今回非農地が出て、そのあとなんとかなりそうな形になりそうだと聞いております。申請人には連絡をし、事務員さんに非農地の説明をし、よろしく申し上げますという、聞いております、どうか

審議の方よろしくお願ひしますとのことでした。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○澤田委員 12番の方、前にもやったところじゃない？

○議 長 除外で。今度除外されて。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
非農地証明3件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、非農地証明3件は、証明することに決しました。

○事務局長 皆様のおかげで本日の議案を全て終了することができました。時間15分ほど押しておりますが、この後すぐに振興センターに入ってください、人・農地プラン関係でお話をさせていただきたいと思いますので、委員の皆様さんよろしくお願ひいたします。

○議 長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

議長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。
 これで第851回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和4年7月5日

会 長 岩本 誠司

農業委員 澤田 誠規

農業委員 西山 成彦